

入札公告(山梨県公用車メンテナンス付きリース)

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する山梨県会計規則の特例に関する規則(平成7年山梨県規則第85号)第6条の規定により読み替えられた山梨県会計規則(昭和39年山梨県規則第19号。以下「規則」という。)第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和7年9月17日 山梨県知事 長崎 幸太郎

1 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

別紙1 リース車両一覧に記載の自動車の賃貸借 4台

(2) 業務の内容

別紙2 仕様書による。

(3) 借入物品の要求諸元

別紙3 車種別仕様一覧による。

(4) 借入場所及び借入期間

別紙1 リース車両一覧に記載した配置庁舎及び期間

- ・この契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年山梨県条例第90号)に基づく長期継続契約である。
- ・翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

2 事務を担当する所属

総務部 資産高度利用推進課 庁舎管理室(〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)

3 入札者の参加資格(地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5関係 様式1~4)

次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、この公告の日以後に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者)

② 令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、

同項の規定により定められた期間を経過していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く。)

④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き 2 年以上営業を営んでいない者

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(3) この公告で示した仕様に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(過去 10 年以内に 1 契約につき 4 台以上の自動車のメンテナンスリース契約を締結した実績の証明、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、本公告に示した借入物品及び数量を、リース車両一覧で指定する日(指定する日が休日等の場合は、山梨運輸支局等で最初に登録できる日。以下同じ。)及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。様式 3)

(4) 納車後、知事の求めに応じて修繕及び保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

(本公告に示した借入物品に係る修繕及び保守等のサービスの拠点は、借入物品の納入場所から 1 時間以内に到達できる場所(概ね 40km 以内)にあり、かつ、迅速な修繕及び保守等のサービスが可能な体制(概ねリース車両 2 台につき整備士 1 人確保)が整備されていることを証明した者であること。様式 4)

(5) 山梨県に本店を有し、山梨県財務規則(昭和 39 年山梨県規則第 11 号。以下「規則」という。)第 124 条第 2 項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿の登載者のうち認定種目が次の者 「リース(車両)」

4 山梨県物品等競争入札参加資格に係る認定種目の変更

(1) 申請の時期

令和 7 年 9 月 25 日まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第 6 号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

(2) 添付書類受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 申請書等の提出方法

管理課にあらかじめ連絡の上、申請は「やまなしくらしねっと」で行い、添付書類を持参により提出すること。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和 7 年 9 月 26 日までの日(山梨県の休日定める条例(平成元年山梨県条例第 6 号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで、2 に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和 7 年 9 月 26 日までの日(県の休日を除く。)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、2 に掲げる場所において直接交付する。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時 令和 7 年 10 月 16 日 午後 2 時

② 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県庁防災新館 4 階 404 会議室

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

① 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

③ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

④ ①から③までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定方法

規則第 127 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 入札保証金 (様式 1~4)

入札保証金は、規則第 108 条の 2 の規定により、これを免除する。

(2) 契約保証金 (様式 3)

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第 109 条の 2 の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 違約金の有無
有

(5) 前払金の有無
無

(6) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先 山梨県総務部資産高度利用推進課庁舎管理室

電話 055-223-1391

メールアドレス : chosya@pref.yamanashi.lg.jp